

## 日本製鋼所健康保険組合 被保険者のみなさま

日頃より健康保険組合の運営につきまして、ご理解、ご協力を頂きありがとうございます。  
令和6年12月2日に現行の健康保険証は廃止となり、マイナンバーカードと健康保険証が一体の「マイナ保険証」へ移行されます。（「マイナ保険証」は保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。）

この度、国の方針により、健康保険証の発行を終了するにあたり、これより、加入者の皆さまに対し「資格情報のお知らせ」を配布いたします。

### 【1】「資格情報のお知らせ」一斉配布の目的

資格情報とともに個人番号（マイナンバー）下4桁を併せ手お知らせすることにより、健保組合に登録されているマイナンバーの正確性を担保し、安心してマイナ保険証を使いやすくするためです。

### 【2】一斉配布の対象者

① 令和6年10月5日時点における日本製鋼所健康保険組合の資格（※）

（※）10月5日までに加入をしても個人番号（マイナンバー）の未登録の方は配布がありません。

② 被扶養者の分も被保険者（本人）の封筒に同梱しています。  
被扶養者の人数により、封筒が2通になる場合がございます。

③ 封筒の宛名漢字表記については、一部外字を置き替えての表示となります。  
「資格情報のお知らせ」に記載の氏名は、常用漢字にて出力しておりますのでご了承ください。  
医療機関での受診時には問題なくお使いいただけますのでご安心ください。

### 【3】「資格情報のお知らせ」でご確認いただくこと

記載された個人番号（マイナンバー）の下4桁に誤りがないかご確認ください。

### 【4】「資格情報のお知らせ」の用途

- ・右下のカード台紙に記号・番号・枝番・氏名等を記載しております。剥がしてマイナ保険証と一体で携帯ください。マイナ保険証に対応できていない一部医療機関において、マイナ保険証とセットで提示いただくことで、保険診療を受けることができます。
- ・マイナポータルにログインをして、ご自身の資格情報を確認できます。  
マイナポータルで表示される資格情報は、「資格情報のお知らせ」同様、マイナ保険証とセットで医療機関への提示にご利用いただけます。

### 【5】お願い

現在お持ちの健康保険証は、保険証廃止後1年間（令和7年12月1日まで）は有効ですが、お早めにマイナンバーカードの保険証利用登録をお願いいたします。

以上